

資料No.1

第 1 回 国 民 健 康 保 険
シ ス テ ム 標 準 化 検 討 会
(書 面 開 催)

令和8年5月22日
～令和8年5月29日

「国民健康保険システム標準化検討会 開催要綱」 の改正について (書面開催)

令和8年5月22日～令和8年5月29日

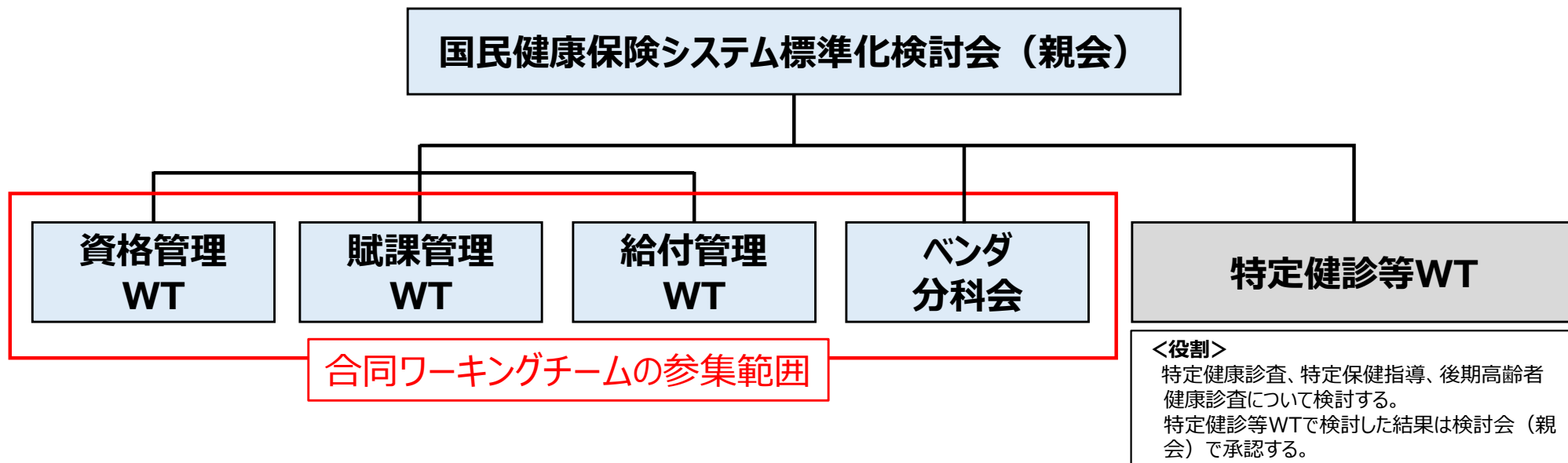
目次

1. 検討会の開催趣旨について
2. 改正後の開催要綱（案）及び改正趣旨
3. 今後のスケジュール

1. 検討会の開催趣旨について

【経緯等】

- 令和3年度から開始した国民健康保険システム標準仕様書（以下、「国保標準仕様書」という。）の検討にあたっては、親会の検討会、子会の各業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）及びベンダ分科会を設置し進めてきた。
- 「国民健康保険システム標準化検討会 開催要綱」において、WTについては市区町村の資格管理・賦課管理・給付管理の各業務担当者を構成員とする各業務WTと、国保システムを開発する事業者を構成員とするベンダ分科会、計4つの会議体を設置し、標準仕様について各会議体で確認・議論することとしているが、【第1.0版】（案）を作成した以降は、標準仕様書の詳細な内容について机上にてご確認いただくこととし、確認結果を踏まえた議論については、計4つの会議体をまとめた合同WTを中心に実施してきたところ。
- なお、サブユニットとして特定健康診査・特定保健指導に係るWTについても設置しているが、国保標準仕様書の検討には参画しないため、合同WTへは参集していない。
- 国保標準仕様書については令和8年1月に【第1.6版】を公開し、その後、令和7年度末をもって標準化期限を迎えたが、令和8年度以降も主に制度改正を契機とした改版を予定している。
- 令和8年度以降の検討を進めるにあたり、**合同WTの取り扱いとその参集範囲を明確化し、「国民健康保険システム標準化検討会 開催要綱」に明記することとした。**
- 本資料に記載している内容で「国民健康保険システム標準化検討会 開催要綱」を改定する予定であるが、検討会構成員の皆様からのご意見をお伺いさせていただくため、本検討会を開催させていただくもの。



2. 改正後の開催要綱（案）及び改正趣旨

改正後の開催要綱（案）及び現行の開催要綱を以下に示す。

新（改正案）	旧（現行）
第1 ～ 第2 （略） 第3 国民健康保険システム標準化検討会 1 ～ 5 （略） <u>6 合同ワーキングチーム</u> <u>座長は、必要に応じ、ワーキングチーム（ただし、4（4）に定める特定健康診査・特定保健指導に係るワーキングチームを除く。）及びベンダ分科会を合同で開催することができる。</u> <u>7 その他</u> （1） （略） （2） この要綱に定めるもののほか、国民健康保険システム標準化検討会、ワーキングチーム、<u>ベンダ分科会及び合同ワーキングチーム</u>の運営その他必要な事項は座長が定める。	第1 ～ 第2 （略） 第3 国民健康保険システム標準化検討会 1 ～ 5 （略） （新設） <u>6 その他</u> （1） （略） （2） この要綱に定めるもののほか、国民健康保険システム標準化検討会、ワーキングチーム及びベンダ分科会の運営その他必要な事項は座長が定める。

《 開催要綱 改正趣旨 》

- 令和8年度以降の国保標準仕様書の検討においても、各業務ごとのWTの開催ではなく、合同WTとして開催することが予定されている。
- 開催要綱の現行の記載においても、各業務単位でのWTとベンダ分科会の合同で開催することが否定されるものではないが、検討体制の実態に即した記載とすることが望ましいと考えられることから、開催要綱の6に「合同ワーキングチーム」の規定を新設するとともに、所要の改正を行うもの。
- なお、合同WTでは、国保標準仕様書の機能要件を検討の対象とすることから、特定健診等WTは合同WTの参集範囲には含めないことについても要綱上で明記することとした。

3. 今後のスケジュール

- 今回の検討会において、検討会構成員の皆様から頂いたご意見（※ 1）を踏まえ、6月初旬を目途に事務局にて開催要綱の最終案を取りまとめた結果を座長へご報告のうえ、開催要綱の改正を行う予定。（※ 2）
 - 改正後の開催要綱に基づき、6月以降に開催を予定している合同WT及び検討会を実施する。
- ※ 1 改正後の開催要綱（案）について、ご意見がある場合、令和8年5月29日（金）までに、回答報告書に記載のうえ、事務局までご提出くださるようお願いいたします。
- ※ 2 従来の開催要綱の【6 その他（2）】に基づき、本検討会の座長が開催要綱を定めるもの。

